



令和7年4月1日から

コミュニティセンター使用料が改定されます。



コミュニティセンターなどの施設の管理運営費は、利用者の方が支払う「使用料」と、市民の皆様の「税金」でまかなわれています。

平成23年に改定して以来、据え置きとなっておりますが、施設の維持管理費など昨今の物価高騰による増を踏まえ、市使用料・手数料の設定に関する基本方針に基づき、令和7年4月1日から新料金に改定させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○コミュニティセンター 1時間当たりの各部屋の使用料（円）

部屋名	一般の方の利用料金		登録サークルで使用（50%減免）	
	旧料金	新料金	旧料金	新料金
第一集会室（全区画）	600	800	300	400
第一集会室（2/3区画）	400	600	200	300
第一集会室（1/3区画）	300	400	150	200
展示ホール	500	700	250	350
第1講習室	300	400	150	200
第1学習室	300	400	150	200
創作室	300	400	150	200
和室（3部屋）	400	500	200	250
和室（2部屋）	300	400	150	200
和室（1部屋）	200	300	100	150
第2集会室	500	700	250	350
第2学習室	300	400	150	200
談話室	200	300	100	150
小会議室	100	200	50	100
集団指導室	400	500	200	250
栄養指導実習室	500	700	250	350
軽運動室	500	700	250	350
音楽室	300	400	150	200
休養室	300	400	150	200

本市以外の方が使用する場合は2倍の金額となります。

◎減免の規定については、これまでどおり変更はありません。

○陶芸用炉及び七宝焼用炉を使用する場合の電気料（円）

設備名	利用料金	
	旧料金	新料金
本焼き	1,100	1,200
素焼き	600	700
七宝焼	60	100

○ピアノ使用料（新規追加）1時間当たりの使用料（円）

設備名	利用料金	
	旧料金	新料金
ピアノ使用料	0	100

□問い合わせ先：館山市教育委員会 中央公民館 23-3111